

歴史的町並み保存の展開と課題：自治体に対するアンケートをもとにして

林, 迪廣
九州大学法学部教授

江頭, 邦道
佐賀大学経済学部助手

<https://doi.org/10.15017/1803>

出版情報：法政研究. 50 (2), pp.129-146, 1984-01-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

歴史的町並み保存の展開と課題

——自治体に対するアンケートをもとにして——

林 迪廣

江頭邦道

一 はじめに

歴史的町並みは、一九七五年の文化財保護法改正の折に、伝統的建造物群（以下、伝建群という）という名称で、新たな文化財として位置づけられ保存されることになった。伝建群の保存に関しては、他の文化財とは異なっていたいくつかの点を指摘できるが、その一つに市町村の主体性が承認されていることをあげることができる。文部大臣は、市町村の申出に基づいて、重要伝建群を選定する、と規定している（文化財保護法八三条の四）。また、文化財保護法への伝建群制度の導入は、地方自治体の歴史的町並み保存の取組みに誘発されたためともいえる。一九六七年の秋市環境保存管理規則、六八年の金沢市伝統環境保存条例、倉敷市伝統美観保存条例を先駆として、各地で条例制定による町並み保存の措置がとられてくる。こうした動きは、住民の環境観に支えられるとともに、当該地域の再生という役割を担って登場してきたようである。

本稿は、伝建群選定市町村、および歴史的町並みの存在する

市町村の担当者に郵送によってえられたアンケート調査結果の分析である。⁽¹⁾ 伝建群制度の制定以来八年を経過し、全国で一五市町村、一八地区がそれに選定されてきているし、各地で町並み保存の運動も活発に展開されている。そこで、今日歴史的町並み保存は、どのような状況にあるのか、どのような課題があるのか、あるいはいづれの方向をたどろうとしているのかを、第一次的にかかわりをもつ市町村に意見を求めたものである。

二 歴史的町並みの特徴とその社会的要因

歴史的町並みの特徴は、成立由来、社会環境とのかかわり、景観といったことを基準に区分できる。成立由来によっては、城下町、宿場町、寺内町、門前町等に、社会環境とのかかわりでは、過疎地型、都市内残留型、都市近郊型、都市通勤圏型⁽²⁾等にそれぞれ分類できる。町並みの成立由来、社会環境とのかかわりでもみるのも検討課題によっては有効であるが、歴史的町並み保存を論ずるにあたっては、景観的にみるのが効果的である。その場合、道路の型態、家屋が道路とどのように接続しているのかを基準とする見方と、建造物の外観に視点をすえてみる見方がある。前者は、一筋型、複筋型、網筋型、あるいは連続型、非連続型、主屋分散型、町並分散型に分けられる。⁽³⁾ 後者は武家屋敷群、商家群、宿場、農山村、洋式建築群、それに倉庫群等に分類できる。本調査は、景観的にみた後者の分類で集計したのであり、表Iはその結果である。

表 I

	歴史的町並み		
	伝建群	半数	後数
武家屋敷群	3	8	11
商家群	4	13	17
宿場村	3	6	11
農山建築群	1	0	1
洋式建築群	1	1	1
倉庫群	0	0	3
その他	0	6	6
合計	12	34	50

群の存在する市町村と、それ以外の歴史的町並みの存在するそれとも商家群が一番多く、それぞれ四件、一三件、つづいて武家屋敷群の三件、八件、宿場の三件、六件、であり、これらで三七件、全体の八〇パーセント強を占めている。全国に点在する歴史的町並みの景観的特徴も、こうした傾向にあるとの推測ができればよい。商家群、宿場については、家屋の保存が比較的良好であることにより町並み保存がはかられているが、武家屋敷群については特に、石垣、生垣、門、町割、屋敷割等によって、町並みの景観を保っている場合が多々みられる。こうした点は、歴史的町並み保存にあたって、十分考慮すべきことであり、

商家群であり、同時に倉庫群であることは一般的にありうるし、こうした地区が三件ある。また、現在把握されている歴史的町並みの地区には、例えば武家屋敷群と商家群が存在するといったところがある。単一の景観的特徴を示すところをみてみると、伝建

なにも家屋の保存のみに頼る必要はないといえそうである。つまり、歴史的町並みの保存においては、家屋はその一構成要素であるにすぎないとの理解ができる。

歴史的町並みといえども、現に住民が生活している場であり、生活環境の合理化のために、あるいは都市開発によって、崩壊してきたのであり、崩壊する可能性を秘めているのである。ところで、現存する歴史的町並みは以下のような理由により生き残ってきているものといえる。第一は、歴史的町並みであることに、住民が誇りを持ち、維持、修理に力を注いできたことによる。第二は、一九六〇年代後半より急速に、全国各地に拡がった開発の影響をうけなかったことによる。第三は開発の影響をうけなかったというよりも、過疎地区であって、地域の経済活動は衰微していて、改造、改築がなされなかったことによる。第四は、伝統産業が地域の主要な産業として継続しているために、町並みが保存されてきた場合である。表IIは、この点に関する調査結果を示すものである。それによれば、次の点が指摘できる。回答欄中、複数をあげているところがあり、一つだけ回答しているところの割合は伝建群市町村で、九件、七五パーセント、その他の市町村で、三一件、約七四パーセントである。回答内容は、双方同じような傾向にある。単数回答を基礎に、回答別にみると以下のような状況である。開発の影響を受けなかった、との理由が一番多く二四件、六〇パーセントを占めている。つづいて、過疎地区であり、改造、改築

歴史的町並み保存の展開と課題（林・江頭）

史的町並みが残ってきたとみることができ。したがって、町並み保存を指向していくにあたっては、地域の経済活動との関連を検討せざるをえなくなるのではなからうか。こうした観点からも、伝統産業の継続による歴史的町並みの存続が、もっとも好ましい形態といえる。地域の経済的活動が、町並みを保存

	伝建群		歴史的町並み	
	単数	単複	単数	単複
住民が誇りをもっている	1	3	3	12
開発影響をうけていない	5	7	19	28
過疎地区であり、改造、改築がほとんどなされていない	2	4	6	8
伝統産業が継承されている	0	1	1	3
その他	1	1	2	4
合計	9	16	31	55

表Ⅱ 歴史的町並みののこってきた社会的要因

がほとんどなされなかった、であり八件、二〇パーセントであって、両方で、三二件、八〇パーセントを占めることになる。これは、全調査対象市町村五四を基礎にしても、約六〇パーセントとなる。つまり、開発の影響を受けなかった過疎地区である、いってみれば地域の経済活動が低調であったために、ひにくにも歴

しているといえるからである。しかし、調査結果は、単数回答中、わずか一件であり、複数回答を入れても四件を数えるにすぎない。これは、伝統産業が継続しているところが少ないといえるが、仮に継続しているとしても、生活様式、生産様式の変化等にもない町並みの変容をきたしていることとみることができようである。住民の保存意識に支えられているとの回答は四件、一〇パーセントであるが、複数回答を入れると一五件で、これは全調査対象市町村中、約二八パーセントとなり、注目すべき点である。以上の四つの回答のほかに、その他の理由をあげているのが五件ある。その内容は、高級住宅街、あるいは洋式建築であるために自然に、風致地区に指定されているために、保存されてきたとするものである。

三 歴史的町並み保存の目的

歴史的町並みは、時代の推移とともに、先にも指摘したように、都市開発、生活様式の変化にともなう生活環境の改変、あるいは自然の老朽化によって、次第に消失する。その傾向が全国各地に、大規模、かつ急速に進行するうちに、新しく創造されたものの価値が問われ、数量化できないものの価値が見直されてくる。それでも、町並み保存は時代逆行という感をいえないし、しかも生活の場の保存であるために、所有者の経済的負担を強いかねないし、さらに日常生活の自由を制約しかねない。したがって、歴史保的町並みの保存にあたっては、一つは

	単 数	復数を 含む
古い屋敷、家並みをできるだけ残すこと	2	10
古い屋敷、家並みを修理するとともになくなったものをできるだけ復元すること	4	13
歴史的町並みの雰囲気を保存すること	11	27
地域の再生、発展のため、古い家並みを活用すること	7	19
その他	0	0
合 計	24	69

表Ⅲ 町並み保存の定義

活力ある町づくりとの調整、二つは経済的負担の解消、三つは個人の自由との調和についての検討が不可避となってくる。以上の問題点を追求するにあたって、歴史的町並み保存とはどのようなものを指すのか、伝建群の選定、町並み保存はどうしてめざされたのかを質問してみたのである。前者の町並み保存とは何なのかは一般的、抽象的に回答してもらうために、伝建群以外の町並みのみについて調査したわけであるが、それを集計したものが表Ⅲである。伝建群選定市町村は、町並み保存の方向、目的が明確であるために、この設問ははずしたのである。もっとも、伝建群以外の歴史的町並みについても、当該地域の状況を念頭においての回答となっているであろう。

とは推測される。

回答欄の1、2は、屋敷、家並みの保存に力点をおいたものである。2にいたっては、復元ということを考えているのである。3はもっとも文化財保存的な手法といえそうである。3は雰囲気の保存である。仮りに、新しい建造物が加わっても、歴史的町並みの雰囲気をそこなわないものであれば許容されると理解するものである。この考え方は、道路に面した生垣、石垣、門といったものに重点がおかれることになる。回答欄の4は、地域の経済活動の飛躍のために町並み保存を活用しようとするものである。現実に歴史的町並みの保存をはかっていくうえで、以上の回答のうち一つに絞ることは困難と思える。例えば、屋敷、家並みの復元によって、町並みの雰囲気はより一層増すといったことが考えられるし、地域の再生、発展のために、という回答項目は理解しにくかったともいえる。したがって、アンケートに対する回答も複数をあげているものが多い。なかには、四つとも回答しているところもあるし、三つ以上が五市町村にのぼっており、二つ回答しているところは一三市町村である。一つ回答しているところは二四市町村で、全体の約五七パーセントである。そのうちで、雰囲気の保存とする理解は一一件、約四六パーセント、全体では約二六パーセント、地域の発展のために活用するとするのは七件、約二九パーセントで、全体では約一七パーセントとなる。他方、屋敷、家並みを残すこと二件、修理、整備、復元すること四件で、合計六件、

歴史的町並み保存の展開と課題（林・江頭）

	伝建群		歴史的町並み	
	単数	複数を 含む	単数	複数を 含む
町並み保存すること自体意義がある	5	7	12	16
特色ある都市計画、町づくりができる	1	2	14	20
観光地として売りだし、過疎対策として有効である	4	6	2	8
地域の産業に活力を与えることができる	0	1	0	4
その他	0	1	0	5
合計	10	17	28	53

表IV 歴史的町並みの保存目的

二五パーセント、全体では一四パーセントすぎない。こうした回答状況から、歴史的町並み保存は従来の文化財の保存とは異なったものである、と認識されていることがうかがえる。単数回答に複数回答を加えてみると、屋敷、家並みを残す、復元するの合計で二三件、雰囲気保存は二七件、地域発展のために活用するが一九件となっている。つづいて、伝建群の選定をめざされた目的、歴史的町並み保存をはかろうとされている目的についてである。本問は、先の町並み保存の定義

と密接に関連するのであるが、当該地域の方向性を理解しようとするものであるために、伝建群選定の存在する市町村にも質問してみたのであり、表IVはその集計結果である。回答欄の1は、保存すること自体意義がある、とするものであるが、これは経済活動との関連を切断した見方を引き出そうとするものである。2は全国的に画一的な都市ができあがってきて、それに対する批判的手法として歴史的町並み保存を企画する考えである。回答欄3および4は、地域の経済活動を維持、促進するために、町並み保存を利用しようとするものである。つまり、3は、町並みを観光地の目玉にしようとするもので、町並み保存によって地域の経済的浮揚をはかろうとするものであり、4は地域の基幹産業に活力を与えようとする役割を担わせようとするものである。本設問についても、複数回答がみられる。伝建群選定市町村とそれ以外の市町村とを比較しつつ、その相違に特に注目することにする。

第一点は、単数回答についての比較である。伝建群については一〇件、八三パーセントとなっており、これに対して伝建群以外の歴史的町並みでは二八件、六七パーセントを示している。伝建群以外の歴史的町並みの存する市町村においては、保存の目的が明確にされていないために、単数回答が少ないとみることができるとする。第二点は、伝建群の存在する市町村では、保存すること自体意義がある、との回答が一番多く単数回答中五件であり、全体の四二パーセントを占めていて興味深い。もっとも

伝建群以外の市町村でも一二件、二九パーセントを示している。第三点は、特色ある都市計画、町づくりを利用できるとする回答は、伝建群市町村ではわずか単数回答中一件、全体の八パーセントにすぎないのに対し、伝建群以外では一四件、三三パーセントを占めるといふ対照をなしている。複数回答を入れても、それぞれ二件、全体の一六パーセント、二〇件、四七パーセントである。第四点は、歴史的町並みを保存することによって、観光客を集めたいとする回答についてである。伝建群の方は単数回答中四件、全体の三三パーセントにのぼっているが、他方伝建群以外の方は二件、五パーセントとこれまた対照的である。複数回答を加えると、前者は六件、五〇パーセント、後者は八件、一九パーセントと同じように対照的である。第五点は、地域の産業に活力を与える、との単数回答は双方なく、複数回答は一件、四件となっている。歴史的町並みがのこってきた理由として、前項で伝統産業が継続しているためとの回答が少なかったことと比例しているとみることができる。

歴史的町並みの保存目的に関しては、伝建群選定地区の存在する市町村と、それ以外の町並みの存在するそれとは、回答に以上の通りの相違がみられる。しかしながら、以下のような指摘もできるのである。保存すること自体意義がある、とする回答は、各々全体の四二パーセント、二九パーセントであるわけであるが、単数回答を基礎にして比較すると、五〇パーセント、四三パーセントとなり大差ないといえる。また、特色ある

都市づくりに利用できる、観光地として売りだすとの回答は、伝建群とそれ以外とは対照をなしていたが、双方の単数回答を合計すれば、一方が五件、全体の四二パーセントであり、他方は一六件、三八パーセントと接近する。伝建群以外の歴史的町並みの市町村は、2の回答に積極的で3に消極的であったのであるが、その理由として以下の指摘ができる。観光地として売りだすという表現は、文化財の保存という側面とあまりにも不調和な感じを抱かせるし、過疎対策という点も加わっているために、過疎地でない地区は特に3の回答に消極的であったものと推測される。また、町並み保存が特色ある都市計画に利用できるとする見方でもって、同時に観光という側面に結びつくとも理解できる。このように考えられた地区、過疎地でない地区では、2に回答されたとみることができる。さらに、歴史的町並み保存によって、特色ある都市計画、町づくりが促進できるとの把握は、町並み保存の目的についての理解として、近年定着してきているといえるし、その影響であるともうけとられる。一九七四年に発足した「全国町並み保存連盟」が主催し、一九七八年より開催されている「全国町並みゼミ」の第四回大会において、次の点が確認されている。本大会は、一九八一年六月に、香川県琴平町で開催されたのであるが、いわゆる琴平宣言のなかに、「歴史的町並み保存は、それ自体が目的ではなく、地域に活力とうるおいをもたらし、よりよい生活を築く町づくりのための手段であると合意された」と述べられている。

る。それでは、伝建群選定後、住民の反応はどうなったであろうか。全体的に満足しているようであるは九件、不満をもってしているものがかかなりいる、との回答も二件ある。また、伝建群選定にともなう、具体的に次のような不満があげられている。それらは、①日常生活が不便である、②私権が制約される、③観光公害をうける、④精神的に束縛を受けているように感じる

全体的に保存しようとする意識が強かった	8
保存しようとする住民はむしろ少なかった	2
無関心な住民が多かった	2
その他	0
合 計	12

表V 伝建群選定の頃の住民意識

四 歴史的町並み保存
と住民意識

歴史的町並みといえども、住民生活が現に生きづいている場であるゆえに、住民がそれについてどのように考えているのか重要な問題点となってくる。伝建群選定地区について、選定をめぐされた頃の住民意識の状況を示したものが表Vである。全体的に保存しようとする意識が強かった、との回答は八件、約六七パーセントとなっている。他方、保存しようと考えている住民はむしろ少なかった、あるいは無関心な住民が多かった、との回答を各々二件づつを数えている

全体的に保存しようとする意識が強いようである	20
保存しようとする住民はむしろ少ないようである	9
無関心な住民が多いようである	6
その他	7
合 計	42

表VI 伝建群以外の歴史的町並み保存の住民意識

といった不満である。しかし、補助金の額が少ない、地域の発展を疎外している、といった回答は一つもなかった。伝建群以外の歴史的町並みでの住民意識についての調査結果を、表VIは示している。やはり、全体的に保存しようとする意識が強い、との回答は一番多く二〇件、四八パーセントを占めている。それでも、保存に消極的であるとするもの九件、無関心であるとする回答六件、計一五件、三六パーセントにのぼっていることは注目せざるをえない。その他、との回答は七件あるが、これは、すべて住民意識について把握されていない、不明との回答内容なのである。

歴史的町並みを保存するということになれば、当該地域の住民は程度の差こそあれ、生活上の不便、私権の制限をうけざるをえない。反面、歴史的町並み保存のために必要な改修、改築等のための費用は、補助されなければならないことはいうまでもない。しかし、住民の負担は、経済的にすべて解決されるものではない

い。したがって、地域住民の町並み保存にかけける意思に負わざるをえない。

町並み保存の先駆的地位にある長野県南木曾町妻籠では、この点を考慮し、「妻籠宿を守る住民憲章」を採択している。⁽⁵⁾ それによれば以下の点が注目される。第一に、「売らない」、「貸さない」、「壊さない」とうたわれ、外部資本の侵入を警戒する姿勢が示されている。これは、所有権の自由を制限するものであることはいうまでもない。第二に、みやげ商品の吟味、民宿での宿泊代、夕食内容の統一、風紀上の制限、清掃作業の義務づけ、広告物、自動販売機設置の制限等がなされている。第三に、「営業は二業種」までで三業種以上は規制されている。これは、職業選択の自由を制限していることになる。所有権の自由、職業選択の自由の制限も、住民の総意によってなされているために問題はおこらないのである。もっとも、住民に町並み保存の意識をもたせるために、そして、その高揚のために、「妻籠冬季大学」が開催されている。そこでは、妻籠の歴史、町並み保存の意義、地域の振興策、文化観光のあり方などが学習されている。

妻籠での体験は、他の歴史的町並みの保存にとっても参考になる。しかし、当該町並みの置かれている現状、町並み保存の手法によっては、独自の展開がはからなければならない。ともあれ、住民の理解と協力をうるための事業が検討課題となってくる。

五 歴史的町並み保存のための事業

町並み保存のための事業は、その性格に依じて次の二つに区別できる。一つは、地域住民の理解、協力をうるための事業であり、二つは、保存自体のための事業である。

住民の理解をうるための事業としては、懇談会、講演会、説明会、パンフレットの配付といった啓蒙活動がなされている。また、修理、修景にあたっての経済的援助がなされている。調査結果には現われてないが、地域住民の所有権の自由をはじめとする自由の制約が予想されるために、保存に消極的な住民が多い地域では、住民の説得活動が困難であったものと推測される。歴史的町並み保存が間接的であれ地域の経済活動と結びつく場合は、比較的容易に住民の理解がえられるものと思われる。したがって、歴史的町並みの保存目的との関連で、次のような指摘もできる。保存に積極的な住民が多い地域では、保存目的は保存すること自体意義がある、と理解できても、そうでない地域では、観光地として売りだし過疎対策として有効である、地域の産業に活力を与えることができる、あるいは、せめて特色ある都市計画、町づくりができるということでない限り、住民の理解はえにくいのではなからうか。

保存自体のための事業としては、次のようなことがおこなわれている。まず、伝建群選定以外の歴史的町並みでは、町並み保存のための調査、説明板の設置、建造物の修理、修景、シン

	はい	いいえ	明確でない	無回答
条例制定の有無	5	31		6
伝建群選定の方向	18	6	10	10

表Ⅶ 伝建以外の歴史的町並みの条例制定の有無と伝建群選定の方向

ポル的な建造物の買上げ、寄贈による所有権の移転等である。注目される事業としては、町並み保存に不可欠な建造物を有形文化財としてあらかじめ指定しているところがあることである。また、条例の制定ないしそのための調査である。

ところで、町並み保存にかかわる条例を現に制定している地域は表Ⅶが示すように、調査対象中五市町村におよび、制定のための準備、検討を具体的におこなっている地域が四市町村ある。この四市町村は、すべて伝建群の選定をめざしているのであるが、この地域以外で一四市町村が伝建群選定の方向にあると答えている。したがって、この一四市町村も条例制定をなんらかのかたちで準備、検討しているものと考えることができる。条例制定市町村の伝建群選定についての理解であるが、五市町村のうち、二市町村は選定の方にあるとされている。しかし、三市町村は、選定の方向を否定されているのであって、この点は検討に値する。その理由としては、文化財保護法にしばられない町づくりをしたい

ため、あるいは当該歴史的町並みは文化財保護法上の伝建群としての価値はない、と述べられている。

つぎに、伝建群選定市町村の事業としては、町並み保存のための調査活動、それにもとづく建造物の修理、修景はいうまでもないことである。その他に、シンボルの建造物の復元、防災施設、道路、公園、駐車場、観光利便施設、地域住民のための都市施設、看板、電柱等の整理等の整備が、選定前、後を通じておこなわれている。

伝建群選定にあたっての事業費用の総額とその捻出方法についてである。この点に関する回答をよせたところは九市町村であるが、回答内容はさまざまである。費用総額で一番多いのは、八億四千七百万円であり、一番少ないのは五百万円である。町並み保存の着手段階で、町並みの状態に相違があったであろうし、選定をうけるまでに事業の進行具合も違いがあったのではなからうか。費用の捻出方法は、国庫補助、県費補助、当該自治体の一般財源、募金等であり、通常これらが組み合わされている。

伝建群選定にともなう国庫、県費よりの年間補助額は、表Ⅷのとおりである。これは、伝建群の維持、整備に必要な費用の三〇ないし五〇パーセントであるとの回答が多数を占めている。歴史的町並み保存のための費用に対する補助額の割合が低い理由としては、文化財保護法上補助対象が限定されているためである、と指摘されている。すなわち、同法八三条の六は、

	国庫	県費	その他		国庫	県費	その他
1	1,500	0	0	11	1250	224	190
2	1,500	350	0	12	無回答		
3	1,810	603.2	0				
4	1,450	232	0				
5	378.7	175	0				
6	690	4,038	0				
7	3950	682.4	0				
8	1200	276.9	369.3				
9	970	97	87.3				
10	10,000	191	0				

表Ⅷ 伝建群選定に伴う57年度の補助額 単位万円

の整備、住民生活のための施設等総合的な事業が求められるのであり、そのためには現行法では不十分であるということである。その他、同法に対する問題としては、建築基準法、税制との

「保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる」と規定する。歴史的町並みの保存をはかっていくにあたっては、景観の保存、道路

かわり、違反に対する制裁処置、総合的な町づくりの中での位置づけの欠落、町並み保存にかかわる人件費の補助のないことなどがあげられている。

六 むすび

歴史的町並みの存する市町村のその保存に関するアンケート調査の結果を、検討、分析してきたわけであるが、以下の結論と問題点を把握することができた。

第一点は、調査対象中、商家群が一番多く武家屋敷群、宿場を加えると、八〇パーセントを占めている。洋式建築群は、実際上少ないとの推測ができるが、農山村のたたずまいを残している地区は全国に多く点在しているものとおもわれる。しかし、調査結果として少なかったのは、そもそもこのような地区では町並み保存の動きがあつてないということであろう。それは、町並み保存を問題にするまでもなく、現段階では自然に保存がはかられていると考えられるし、あるいは当該地区においては町並み保存によってえられる効果が期待できない、との理由によるといえる。

第二点は、歴史的町並みが残ってきた原因は住民の保存意識に支えられたということもさることながら、皮肉にも地域の経済活動の低調さによる、との指摘ができる。このことは、歴史的町並みの保存が地域の経済活動と密接な関連をもって登場してきているとの理解を導くことになる。

第三点は、第二点と関連するわけであるが、歴史的町並み保存とはどのようなものを指すのかということである。屋敷、家並みを残し、修理、整備、復元することであるとの考え方と、雰囲気保存ないし、地域の再生、発展のため活用することであるとの考え方を比較すると、後者が前者より圧倒的に多い。この結果は、歴史的町並みといえども住民の生活の場であるとの配慮と、その保存は地域の経済活動の浮揚という任務を担って登場してきているということと密接な関連にある、といえる。すなわち、歴史的町並みも生活の場であるために、家屋の外観、門、垣根等の保存に重点がおかれ、このことは雰囲気保存というを意味することになる。また、町並み保存を地域の再生、発展のため活用するということは、それによって地域の経済活動の好転を期待しているともみることができるといえる。

第四点は、町並み保存の目的についてであるが、保存すること自体意義があるとの回答もさることながら、いま一度以下の点に注目したい。伝建群選定町並みと、それ以外の歴史的町並みとでは、特色ある都市づくりができるとの回答と、観光地として売りたい過疎対策として有効とのそれとを比較すると回答状況は対照的であった。伝建群選定以外の歴史的町並みの回答状況については、先に検討したわけであり、以下のような理解がえられた。観光地として売りたいという表現のしかた、過疎地でない地域における町並み保存、特色ある町づくりが観光に結びつくとも考えられること、町並み保存によって特色ある町

づくりができるとの考え方が近年定着した一つの理解であること、こうした理由をもって、特色ある町づくりができることと回答が多数であったことへの理解を示したのである。しかし、伝建群選定町並みとそれ以外の町並みとは、保存目的の回答に対照をなしているが、この点に視点をみると、今日歴史的町並みの保存は二つの方向にあるとの把握もできてくるのではなからうか。いうまでもなく一つの方向は、観光地として売りたい過疎対策として有効であるというものであり、二つの方向は特色ある都市計画、町づくりができるというものである。

歴史的町並みは、当該地域の経済活動の低調さ、極端な場合は過疎地であったために残ってきたとの指摘ができる。こうした地域での町並み保存は、観光ということに結びつき、これによって地域の経済的復興を企画するのである。他方、過疎地といった特殊な地域以外では、画一的な町づくりがなされ、その反省が検討され、その一つの方法として歴史的町並みを保存することによって特色ある町づくりを指向するものである。そして、こうした方向は、歴史的町並み保存の内容を多様なものにしていくし、かならずしも伝建群選定にこだわらないということになってくる。現に、歴史的町並み保存にかかわる条例を制定しているながら、伝建群選定の方向を否定されているところがあるのは、そのあらわれであるといえる。

歴史的町並み保存は、そこで生活する住民の理解、協力を不可欠なものとするのであり、そのための啓蒙活動等がなされる

なければならないが、その方法については検討課題となる⁽⁷⁾。また、住民の経済的負担の解消がはからなければならない。それは、建造物の管理、修理、修景、復旧のための経済的負担の解消にとどまらず、保存に密接に関連をもつ事業、保存がはかられたために生じた日常生活のための事業の推進が要請されてくる。また、固定資産税、相続税といった税制との関連も課題となってくる。

歴史的町並みは、文化財保護法上、伝建群として保護していく途を開いている。文化財保護法が、個々の建造物や史跡といった「点」の保護から一定の範囲をもった歴史的環境、いわゆる「面」の保護をはかるものとして評価されている。同時に、住民の日常生活の場であるという他の文化財にはみられない特質ももっている。こうしたことの反映として、文化財保護法は、選定にあたって市町村に主体性をもたせているし、都市計画との構造的な結合もはかっている。こうした規定のしかたは、あらためて文化財概念を問うということにもなりかねないし、あるいは歴史的環境の保護は文化財保護法から脱却して、例えば都市計画関連法制の中に位置づけるという方向をたどるとも予想される。先にみた歴史的町並みの保存にかかわる条例を制定しておりながら、伝建群選定を否定していることは、こうした方向を示唆するものとの把握もできる。

(1) 伝建群選定地区には、一五市町村すべてにお願いしたが、

町の由来による類型

城下町	弘前・角館・彦根・萩
宿場町	上戸沢・二本柳・大内・本海野・奈良井・妻籠・関・矢掛
寺内町	今井・富田林
門前町	成田・坂本・鳥居本・琴平
商業町	川越・有松・高山・五条・倉敷
港町	三国・室津・鞆
鉾山町	吹屋・石見大森
農村	遠野・白川・脇本・東祖谷
漁村	宿根木・伊根・外泊・牛深
近代都市	小樽・大阪中之島・神戸

(2) 上野邦一「町並み保全への接近と町並みの類型」西山外三監修『歴史的町並み事典』五二頁以下。これによれば、由来と社会環境による類型、事例が以下のようにあげられている。

一二市町村より回答をいただいた。伝建群以外の歴史的町並みの存在する市町村は、五四ヶ所をお願いし、四七市町村より回答をいただいた。しかし、三市町村は、すべての項目に無回答であったために、これをはずし四二市町村の回答を分析の対象とした。

町並み景観による類型

複筋	一筋		道路
	連続	非連続	建築物
井・富田林	金沢東の廓・高山上三之町・竹原・今	上戸沢・二本柳・大内・羽黒山宿坊・英彦山宿坊	事例
		有松・本海野・奈良井・妻籠・美濃太田・関・矢掛	事例

(3) 上野前掲論文では、町並み景観による類型とその事例も次のように示されている。

社会環境による類型

計画決定先行型	小樽・伊勢河崎・大阪中之島
伝統地場産業型	奈良井・有松・西陣
地域中心町型	森・高山・足助・関・田原木・篠山
旧中心地区型	川越・近江八幡・倉敷・伊勢・八木・竹原
都市通勤圏型	鎌倉・今井・池田・富田林
都市近郊型	松代・有松・鳥居本・鞍馬・仏生山
都市内残留型	東京(下谷・根岸)・名古屋(四間道)・大阪(中之島)
過疎地型	大内・妻籠・白川・五箇山・吹屋・外泊

複筋	網筋	
	連続	非連続
町並分散型	高山・奈良・大和郡山	弘前・角館・坂本里坊・上賀茂・神戸
主屋分散型	遠野・白川	宿根木・牛深
		番城・脇本・美山・竹富

(4) 琴平宣言は、環境文化五三九二頁に掲載されている。これによって、全国町並み保存連盟の町並み保存の理念が明確されたとみることが出来る。

(5) 妻籠の事例を扱った論文は多数あるが、例えば、小林俊彦「妻籠宿の保存と開発」ジュリスト増刊総合特集「開発と保全」三三五頁以下、木原啓吉「歴史的町並み保存と地域の再生」ジュリスト増刊総合特集「全国まちづくり集覧」一六三頁以下がある。

(6) 文化財保護法八三条の三第一項、二項に、「市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令で定める基準に従い必要な現状変更について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする」と規定している。

(7) この点に関し、市町村が伝統的建造物群保存制度を採用する際の基準として示されている「〇〇市(町村)伝統的建造物群保存条例」の三条三項に以下のようにある。「保

資 料

存地区を決定しようとする場合において必要と認めるときは、住民の意思を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする」。

歴史的町並み保存の展開と課題（林・江頭）

（問5）「伝建群」の選定をめざされた頃の住民意識について。

- (A) 1. 全体的に保存しようとする意識が強かった
- 2. 保存しようとする住民はむしろ少なかった
- 3. 無関心な住民が多かった
- 4. その他（ ）

（問6） 選定前の事業について。

- (A) どのような事業をなされましたか

- (B) そのうちで直接住民を対象とする事業としては、どのようなものをなされましたか

- (C) 事業に要した費用の総額と捻出方法について

（問7）「伝建群」としての選定をうけた後の住民の反応について。

- (A) 1. 全体的に満足しているようである
- 2. 不満をもっているものが、かなりいるようである
- 3. わからない
- (B) 不満をもっている住民は、どのような理由によるものでしょうか
- 1. 日常生活が不便である
- 2. 補助金の額が少ない
- 3. 地域の発展を疎外している
- 4. その他（ ）

（問8）「伝建群」選定に伴う国・県よりの年間補助金について。

- (A) 国より 県より その他
- (B) 補助金の合計は、「伝建群」の維持、整備に必要な費用のどの程度になりますか

- (C) 今後補助金の額はどのくらいを希望されますか

（問9） 今後どのような事業を計画、検討されていますか。

（問10） 文化財保護法上の「伝建群」制度の問題点をお書き下さい。

（問11） その他御意見がありましたら、お書き願います。

歴史的町並み保存の展開と課題（林・江頭）

（問5） 町並み保存の目的について。

1. 町並みを保存すること自体意義がある
2. 特色ある都市計画、町づくりができる
3. 観光地として売りだし、過疎対策として有効である
4. 地域の産業に活力を与えることができる
5. その他（ ）

（問6） 町並み保存に対する住民意識について。

1. 全体的に保存しようとする意識が強いようである
2. 保存しようとする住民はむしろ少ないようである
3. 無関心な住民が多いようである
4. その他（ ）

（問7） 町並み保存にかかわる事業について。

- (A) 保存のための条例を制定されていますか 1. はい 2. いいえ
- (B) 保存のためにどのような事業をなさっていますか

（問8） 町並み保存の方向について。

- (A) 「伝建群」の選定をめざされていますか
1. はい 2. いいえ 3. 明確でない
- (B) 「いいえ」と解答された方、その理由をお書き下さい
- (C) 今後どのような事業計画が検討されていますか

（問9） その他御意見がありましたらお書き下さい。

資料

(お願い) 以下の設問の各項について、それぞれの項目の記号(1、2、3、など)を○でかこんだり、()内に適宜記入したりしてお答えください。

(問1) 貴地区の歴史的町並みについて。

(A) 歴史的町並みの所在地

(B) 町並みの区域の面積

(問2) 町並みの特徴について。

- (A) 1. 武家屋敷群である
2. 商家が建並んでいる
3. 宿場としての面影を残している
4. 農村、山村としての雰囲気をとどめている
5. 洋式建築群である
6. 倉庫、蔵などの屋並がととのっている
7. その他()

(B) その他の特徴(例えば、家屋の保存の状態が良好である、生垣が整然として
いる。石碑、石仏などが多数みられる。)

(問3) 町並みが残ってきた社会的要因について。

1. 住民が誇りをもっている
2. 開発の影響をうけていない
3. 過疎地区であり、改造、改築がほとんどなされていない
4. 伝統産業が継承されている
5. その他()

(問4) 町並み保存とはどのようなものだと思いますか。

1. 古い屋敷、家並みをできるだけ残すことである
2. 古い屋敷、家並みを修理、整備するとともに、なくなったものをできるだけ復元することである
3. 歴史的な町並みの雰囲気を保存することである
4. 地域の再生、発展のために、古い家並みを活用することである
5. その他()